

譲渡の前に『トライアル（お試し飼育）』 を行うことができます

トライアル制度とは？

保護犬・猫の譲り受けを希望する一般の譲受希望者が正式に保護犬・猫を譲り受ける前に、**一定期間自宅でお試し飼育することができる制度。**

当制度により、保護犬・猫を譲り受ける方の先住犬・猫との相性や動物アレルギー、初めて犬・猫を飼う方等の不安を解消し、アニマルフレンズ熊本で保護する犬・猫の譲渡推進に繋げることを目的としています。

トライアルできる犬・猫

アニマルフレンズ熊本で保護している犬・猫のうち、譲渡が可能であると判断されたもの（子犬、子猫を含む）

トライアル期間

原則、2週間以内

トライアルの流れ

- ①希望する保護犬・猫を決める。
- ②トライアルを申し込む
 - ・譲渡講習会を受講する。
 - ・譲渡対象者基準を満たすか確認審査を受ける。
 - ・トライアル方法や誓約事項等の説明を受け、必要書類を提出する。
- ③**トライアル開始（譲渡を希望する保護犬・猫をセンターから一時的に預かり、飼育する）**
- ④トライアル終了後、譲渡を希望しない場合は、センターへ犬・猫を返還する。
- ⑤トライアルを行った保護犬・猫を正式に家族として受け入れる場合は、センターで、譲渡に必要な手続き等（必要書類の提出、マイクロチップの所有者登録等）を行い、正式な家族として迎える。

